

福山市下水道接続指導運用基準

(平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号)

1 排水設備の設置の猶予の運用及び基準

福山市下水道接続指導要綱（平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号）第 4 条の規定により排水設備の設置の猶予の運用及び基準について、次のとおり定めるものとする。

(1) 排水設備の設置の猶予の基準

| 区分 1 | 排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。【個人の場合】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|---------|-----|--|---------|------|---------------------|-----|-------------|-----|---------|-----|----------------|-----|--------|------|-----|--------|-----|----------|-----|
| 期 間 | 3 年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 書 類 | ① 前年（1 月から 6 月までの間に申請する場合にあつては前々年）の所得状況（市町村民税課税記載事項証明書等，所得控除の内訳がわかるもの）を証明する書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運 用 | 生計維持者の所得－社会保険料控除－扶養控除（扶養＋本人）－障がい者控除－大学生等控除≤判定基準額 1 0 0 万円 （差引額が 1 0 0 万円以下の場合，設置の猶予となる。） (1) 「主たる生計維持者」の所得とする。 （所有者と生計維持者が異なる場合は，実際の生計維持者） (2) 他の同一生計者の収入を対象としないため，負債は考慮しない。 (3) 判定基準額を工事費 1 0 0 万円とする。 (4) 控除対象に社会保険料控除を加える。 (5) 必要経費算定には扶養家族に本人を加えた人数とし，必要経費基準額は次の所得税扶養控除額を参考にする。 <table border="1" data-bbox="424 1473 1300 1899"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>控除額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">扶養控除</td> <td>一般（1 8 歳未満，2 3 歳以上）</td> <td>3 8</td> </tr> <tr> <td>1 9 歳～2 2 歳</td> <td>6 3</td> </tr> <tr> <td>7 0 歳以上</td> <td>4 8</td> </tr> <tr> <td>7 0 歳以上で同居の父母等</td> <td>5 8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障がい者控除</td> <td>障がい者</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>特別障がい者</td> <td>4 0</td> </tr> <tr> <td>同居特別障がい者</td> <td>7 5</td> </tr> </tbody> </table> (6) 大学生等（高等学校卒業後進学した学生等）の扶養親族がいる場合は，別途 1 人当たり 5 0 万円を控除する。 | | 区 分 | | 控除額(万円) | 扶養控除 | 一般（1 8 歳未満，2 3 歳以上） | 3 8 | 1 9 歳～2 2 歳 | 6 3 | 7 0 歳以上 | 4 8 | 7 0 歳以上で同居の父母等 | 5 8 | 障がい者控除 | 障がい者 | 2 7 | 特別障がい者 | 4 0 | 同居特別障がい者 | 7 5 |
| 区 分 | | 控除額(万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 扶養控除 | 一般（1 8 歳未満，2 3 歳以上） | 3 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 9 歳～2 2 歳 | 6 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 0 歳以上 | 4 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 0 歳以上で同居の父母等 | 5 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者控除 | 障がい者 | 2 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別障がい者 | 4 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同居特別障がい者 | 7 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| 区分1 | 排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。【法人の場合】 |
| 期 間 | 3年以内 |
| 書 類 | ① 前年（1月から6月までの間に申請する場合にあっては前々年）の所得状況（市町村民税課税証明書等）を証明する書類又は直近の法人市民税確定申告書（写し）及び前年（又は四半期ごと）の損益収支の状況，概況がわかるもの※当期純損失が生じていることが確認できるもの（任意様式） ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） |
| 運 用 | (1) 法人市民税額の法人税割が0円で，均等割が1号の場合は，代表者個人（主たる生計維持者のみを判定対象とする。）の所得状況で判定する。 (2) 法人市民税額の法人税割が0円で，均等割が2号から4号の場合は，当該純利益がマイナスの場合には「猶予可」とする。 (3) 法人市民税額の法人税割が0円で，均等割が5号から9号の場合は，「猶予不可」とする。 (4) 法人市民税額の法人税割が課税されている場合は，「猶予不可」とする。 |

| | |
|-----|---|
| 区分2 | 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）により適正な管理のもと汚水を処理していること。 |
| 期 間 | 5年以内 ただし，申請日において公共下水道の供用が開始された日から既に8年（設置期限の3年に本区分の最長猶予期間である5年を加えて得た期間）を経過しているときは，本区分における猶予は認めない。 |
| 書 類 | ① 浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の規定による検査の判定結果（浄化槽法定検査判定結果票等）を証明する書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） |
| 運 用 | (1) 浄化槽法第11条第1項の規定による検査の判定結果が，A（適正である。）又はB（概ね適正である。）の場合は「猶予」とする。 (2) 浄化槽法第11条第1項の規定による検査の判定結果が，C（不適切であり改善を要すると認められる。）の場合は「猶予不可」とする。ただし，清掃が実施され（又は実施される見込み）水質検査の結果が改善された（又は改善される見込み）場合は「猶予」とする。この場合は，業者が発行する清掃の実施済証や維持管理票により確認する。 |

| | |
|-----|--|
| 区分3 | 排水設備を設置することにより、建築物に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあること。 |
| 期 間 | 損害が生じ、又は生ずるおそれなくなるまでの期間 |
| 書 類 | ① 回復することができない損害を示す書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） |
| 運 用 | (1) 福山市排水設備指定工事店が調査の上作成した現況確認調書等（排水設備指定工事店の記名・押印及び現状を示す写真や図面等が必要）又は職員により調査した調書で確認する。 |

| | |
|-----|--|
| 区分4 | 土地の形状又は建築物の構造により、排水設備の設置が困難な事情があること。 |
| 期 間 | 排水設備の設置が困難な事情なくなるまでの期間 |
| 書 類 | ① 排水設備の設置が困難であることを示す書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） |
| 運 用 | (1) 福山市排水設備指定工事店が調査の上作成した現況確認調書等（排水設備指定工事店の記名・押印及び現状を示す写真や図面等が必要）又は職員により調査した調書で確認する。 |

| | |
|-----|--|
| 区分5 | 建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。 |
| 期 間 | 汚水が排出されない期間 |
| 書 類 | ① 水道・電気・ガス検針票等、建築物が使用されていないことが明らかであることを示す書類 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） |
| 運 用 | (1) 水道台帳により過去1年間の平均使用水量が2か月で4立方メートル以下とする。また、電気・ガス等使用量を参考にし、生活又は事務所等として使用されていないことが明らかであること。 |

| | |
|------|--|
| 区分 6 | 建築物が近く除去される予定があること。 |
| 期 間 | 2年以内 |
| 書 類 | ① 建築物の使用計画書 ② 土地又は建築物の所在地を示す書類（地図等） |
| 運 用 | (1) 建築物の所有者の署名・捺印のある建築物の使用計画書等により確認する。また、家屋台帳により所有者を確認する。 (2) 建築物の所有者の署名・捺印のある計画書で2年を超えて使用するが、数年後に当該建築物を除去することが計画上明らかな場合は、審査会の意見を参考に猶予を決定するものとする。 |

| | |
|------|-----------------------|
| 区分 7 | 管理者が特に必要と認めた事情があること。 |
| 期 間 | 管理者がその都度定める。 |
| 書 類 | ① 管理者がその都度定める。 |
| 運 用 | (1) 職員により調査した調書で確認する。 |

(2) 排水設備の設置に関する指導の基準

① 指 導

| | |
|-------------|---|
| 対 象 者 | 排水設備設置義務者が供用開始後3年を経過しても排水設備を設置しない者 くみ取便所が設けられている建築物を所有する者が供用開始後3年を経過してもくみ取便所を水洗便所に改造しない者 |
| 基 準 又は運用 | 法の排水設備の設置義務及び期限に関すること、法のただし書について、排水設備の設置の猶予についての説明と正当な事情の有無を確認しながら法令遵守と早期に排水設備の設置工事に着手させるよう指導を行う。 |

② 特別指導

| | |
|-------------|---|
| 対 象 者 | 排水設備設置義務者が供用開始後3年を経過しても排水設備を設置せず、かつ、設置の猶予を認められていない者 くみ取便所が設けられている建築物を所有する者が供用開始後3年を経過してもくみ取便所を水洗便所に改造せず、かつ、改造の猶予を認められていない者 |
| 基 準 又は運用 | 排水設備を設置及びくみ取便所を水洗便所に改造すべき土地又は建築物の状況が指導要綱別表第2に掲げる事項に該当する場合は、同表に掲げる点数により加点して、合計点数が10点以上になった場合、特別指導を行う。 |

③ 勧 告

| | |
|-------------|---|
| 対 象 者 | 特別指導を2回実施した者で、最後に特別指導において指導した期限から1か月を経過しても、当該未接続者が正当な理由もなく設置の猶予の申請又は排水設備の設置工事等に着手しなかった者 |
| 基 準 又は運用 | 排水設備を設置すべき旨の勧告を行う。 くみ取便所を水洗便所に改造すべき旨の勧告を行う。 |

④ 命 令

| | |
|-------------|--|
| 対 象 者 | 勧告を2回実施した者で、最後に勧告において指導した期限から1か月を経過しても、当該未接続者が正当な理由もなく設置の猶予の申請又は排水設備の設置工等に着手しなかった者 |
| 基 準 又は運用 | 下水道法に基づく設置命令又は改造命令を行う。 |

⑤ 告 発

| | |
|-------------|-------------------------|
| 対 象 者 | 設置命令又は改造命令を行った相手方 |
| 基 準 又は運用 | 当該命令に違反した場合、告発することができる。 |